

1 免許状の取得方法について

(1) 大学卒業等により免許状を取得する方法

ア 幼稚園教諭の普通免許状

大学卒業等により、幼稚園教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状を取得する場合、次の表の定めるところにより、基礎資格を取得し、単位を修得しなければなりません。（別表第1）

所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数										教科又は教職に関する科目	合計	
		教科に関する科目	教職に関する科目											計
			第二欄		第三欄			第四欄		第五欄	第六欄			
			教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育実習	教職実践演習						
免許状の種類		教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	保育内容の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼児理解の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
専修	修士の学位を有すること。	6	2		6		18		2	5	2	35	34	75
一種	学士の学位を有すること。	6	2		6		18		2	5	2	35	10	51
二種	短期大学の学位を有すること。	4	2		4		12		2	5	2	27		31

備 考

- 1 「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を、「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を、それぞれ含むものとする。また、「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
- 2 二種免許状の授与の所要資格に関しては、「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 3 この表の規定により、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受けようとする者については、施行規則第66条の6に規定する科目の単位（日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位）を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。
- 4 「大学において修得することを必要とする最低単位数」は、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）において修得したものとする。
- 5 専修免許状に係る「教科又は教職に関する科目」のうち24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 6 「教科に関する科目」の単位の修得方法は、小学校の「教科に関する科目」について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち、1以上の科目について修得するものとする。
- 7 「教職に関する科目」のうち、教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。また、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の幼稚部若しくは小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、教育実習を除く「教職に関する科目」の単位をもって、これに替えることができる。
- 8 「教職に関する科目」のうち、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論にあつては6単位（二種免許状の場合は4単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 9 「教職に関する科目」のうち、教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち2単位（二種免許状の場合は1単位）までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。
- 10 「教職に関する科目」のうち、保育内容の指導法の単位のうち半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
- 11 「教科又は教職に関する科目」については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとし、上記5の専修免許状に係る24単位については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」のうち1以上の科目の単位について修得するものとする。

イ 小学校教諭の普通免許状

大学卒業等により、小学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状を取得する場合、次の表の定めるところにより、基礎資格を取得し、単位を修得しなければなりません。（別表第1）

所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数										教科又は教職に関する科目	合計			
		教科に関する科目	教職に関する科目								計					
			第二欄	第三欄	第四欄			第五欄	第六欄							
			教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育実習	教職実践演習								
免許状の種類		教職の意義及び教員の役割	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	論及び方法	進路指導の理論及び方法		
専修	修士の学位を有すること。	8	2	6		22	4	5	2	41	34	83				
一種	学士の学位を有すること。	8	2	6		22	4	5	2	41	10	59				
二種	短期大学士の学位を有すること。	4	2	4		14	4	5	2	31	2	37				

備 考

- 1 「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を、「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を、それぞれ含むものとする。また、「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
- 2 二種免許状の授与の所要資格に関しては、「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 3 この表の規定により、小学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者については、施行規則第66条の6に規定する科目の単位（日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位）を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。
- 4 「大学において修得することを必要とする最低単位数」は、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）において修得したものとする。
- 5 専修免許状に係る「教科又は教職に関する科目」のうち24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 6 「教科に関する科目」の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち、1以上の科目について修得するものとする。
- 7 「教職に関する科目」のうち、各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法について、専修免許状又は一種免許状の場合は、それぞれ2単位以上を、二種免許状の場合は、6以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち2以上を含む。）について、それぞれ2単位を修得するものとする。
- 8 「教職に関する科目」のうち、道徳の指導法の単位の修得方法は、2単位（二種免許状の場合は1単位）以上修得するものとする。
- 9 「教職に関する科目」のうち、教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。また、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の幼稚部若しくは小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、教育実習を除く「教職に関する科目」の単位をもって、これに替えることができる。
- 10 「教職に関する科目」のうち、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論にあつては6単位（二種免許状の場合は4単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 11 「教職に関する科目」のうち、教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち2単位（二種免許状の場合は1単位）までは、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる。
- 12 「教職に関する科目」のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては2単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもってあてることができる。
- 13 「教科又は教職に関する科目」については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとし、上記5の専修免許状に係る24単位については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」のうち1以上の科目の単位について修得するものとする。
- 14 別表第1により小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合は、7日間の介護等の体験が必要である。

ウ 中学校教諭の普通免許状

大学卒業等により、中学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状を取得する場合、次の表の定めるところにより、基礎資格を取得し、単位を修得しなければなりません。（別表第1）

所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数										教科又は教職に関する科目	合計								
		教科に関する科目	教職に関する科目											計							
			第二欄		第三欄			第四欄			第五欄				第六欄						
			教職の意義等に関する科目	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法				特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	論及び方法	進路指導の理論及び方法	教育実習	教職実践演習
免許状の種類																					
専修	修士の学位を有すること。	20	2	6 (5)			12 (6)				4 (2)	5 (3)	2	31	32	83					
一種	学士の学位を有すること。	20	2	6 (5)			12 (6)				4 (2)	5 (3)	2	31	8	59					
二種	短期大学士の学位を有すること。	10	2	4 (3)			4 (3)				4 (2)	5 (3)	2	21	4	35					

備 考

- 1 「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を、「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を、それぞれ含むものとする。また、「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする。
- 2 二種免許状の授与の所要資格に関しては、「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 3 この表の規定により、中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者については、施行規則第66条の6に規定する科目の単位（日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位）を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。
- 4 「大学において修得することを必要とする最低単位数」は、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）において修得したものとする。
- 5 専修免許状に係る「教科又は教職に関する科目」のうち24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 6 「教科に関する科目」の単位の修得方法は、次ページの免許教科の種類に応じた科目について、専修免許状又は一種免許状の場合はそれぞれ1単位以上計20単位を、二種免許状の場合はそれぞれ1単位以上計10単位を修得するものとする。
- 7 「教職に関する科目」のうち、各教科の指導法の単位の修得方法は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 8 「教職に関する科目」のうち、道徳の指導法の単位の修得方法は、2単位（二種免許状の場合は1単位）以上修得するものとする。
- 9 「教職に関する科目」のうち、教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。また、中学校又は高等学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校及び特別支援学校の中学部若しくは高等部を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、教育実習を除く「教職に関する科目」の単位をもって、これに替えることができる。
- 10 「教職に関する科目」のうち、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論にあつては6単位（二種免許状の場合は4単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 11 「教科又は教職に関する科目」については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとし、上記5の専修免許状に係る24単位については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」のうち1以上の科目の単位について修得するものとする。
- 12 音楽及び美術の各教科の免許状については、当分の間、教職に関する科目の単位数のうち半数までは、当該免許状に係る教科に関する科目の単位をあてることができる。（ただし、この表の（ ）内の単位数は修得しなければならない。）
- 13 別表第1により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合は、7日間の介護等の体験が必要である。

中学校の教科に関する科目

教科	教科に関する科目	教科	教科に関する科目
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学 書道(書写を中心とする。)	保健	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
社会	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む。) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	技術	木材加工(製図及び実習を含む。) 金属加工(製図及び実習を含む。) 機械(実習を含む。) 電気(実習を含む。) 栽培(実習を含む。) 情報とコンピュータ(実習を含む。)
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服製作実習を含む。) 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) 住居学 保育学(実習を含む。)
理科	物理学 物理学実験(コンピュータ活用を含む。) 化学 化学実験(コンピュータ活用を含む。) 生物学 生物学実験(コンピュータ活用を含む。) 地学 地学実験(コンピュータ活用を含む。)	職業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
音楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
		英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
美術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 工芸 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」
		備考	1 教科に関する科目は、一般的包括的内容を含むものでなければならない。 2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。 3 「 」に表示された教科に関する科目の単位の修得方法は、「 」に表示された教科に関する科目の中から1以上の科目について単位を修得すること。なお、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち2以上の科目(商船をもって水産と替えることができる。)についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。
保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		

エ 高等学校教諭の普通免許状

大学卒業等により、高等学校教諭の専修免許状又は一種免許状を取得する場合、次の表の定めるところにより、基礎資格を取得し、単位を修得しなければなりません。（別表第1）

所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数											教科又は教職に関する科目	合計			
		教科に関する科目	教職に関する科目														
			第二欄	第三欄	第四欄			第五欄	第六欄	計							
教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育実習	教職実践演習												
免許状の種類		教職の意義及び教員の役割	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導の理論及び方法			
専修	修士の学位を有すること。	20	2	6 (4)	6 (4)	4 (2)	3 (2)	2	23	40	83						
一種	学士の学位を有すること。	20	2	6 (4)	6 (4)	4 (2)	3 (2)	2	23	16	59						

備 考

- 1 「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を、「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を、それぞれ含むものとする。
- 2 この表の規定により、高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする者については、施行規則第66条の6に規定する科目の単位（日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位）を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。
- 3 「大学において修得することを必要とする最低単位数」は、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）において修得したものとする。
- 4 専修免許状に係る「教科又は教職に関する科目」のうち24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 5 「教科に関する科目」の単位の修得方法は、次ページからの免許教科の種類に応じた科目について、それぞれ1単位以上計20単位を修得するものとする。
- 6 「教職に関する科目」のうち、各教科の指導法の単位の修得方法は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 7 「教職に関する科目」のうち、教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。また、中学校又は高等学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校及び特別支援学校の中学部若しくは高等部を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、教育実習を除く「教職に関する科目」の単位をもって、これに替えることができる。
- 8 「教職に関する科目」のうち、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論にあつては6単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては2単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 9 「教科又は教職に関する科目」については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとし、上記4の専修免許状に係る24単位については、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」のうち1以上の科目の単位について修得するものとする。
- 10 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科の免許状については、当分の間、教職に関する科目の単位数のうち半数までは、当該免許状に係る教科に関する科目の単位をあてることができる。（ただし、この表の（ ）内の単位数は修得しなければならない。）

高等学校の教科に関する科目2-1

教科	教科に関する科目	教科	教科に関する科目
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) 国文学(国文学史を含む。) 漢文学	書道	書道(書写を含む。) 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」
地理 歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌	保健 体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。) 生理学(運動生理学を含む。) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
公民	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。) 看護実習
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」	家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服製作実習を含む。) 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) 住居学(製図を含む。) 保育学(実習及び家庭看護を含む。) 家庭電気・機械及び情報処理
音楽	ソルフェージュ 声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) 器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) 指揮法 音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	情報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理(実習を含む。) 情報システム(実習を含む。) 情報通信ネットワーク(実習を含む。) マルチメディア表現及び技術(実習を含む。) 情報と職業
美術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	農業	農業の関係科目 職業指導
工芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作(プロダクト制作を含む。) 工芸理論、デザイン理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	工業	工業の関係科目 職業指導
		商業	商業の関係科目 職業指導
		水産	水産の関係科目 職業指導
		商船	商船の関係科目 職業指導

高等学校の教科に関する科目2-2

教科	教科に関する科目	備考
福祉	社会福祉学(職業指導を含む。) 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解	1 教科に関する科目は、一般的包括的内容を含むものでなければならない。 2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。 3 「」に表示された教科に関する科目の単位の修得方法は、「」に表示された教科に関する科目の中から1以上の科目について単位を修得すること。
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理	
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」	

オ 特別支援学校教諭の普通免許状

大学卒業等により、特別支援学校教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状を取得する場合、次の表の定めるところにより、基礎資格を取得し、単位を修得しなければなりません。（別表第1）

所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数									
		特別支援教育に関する科目									
		第一欄	第二欄				第三欄	第四欄	合計		
免許状の種類	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目				心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	合計			
			病心 理に 関す る科 目	導心 法に 関す る科 目	病心 理に 関す る科 目	導心 法に 関す る科 目			計	に心 身に 関す る科 目	に心 身に 関す る科 目
			に心 身に 関す る科 目 ある 幼 児、 児 童 又 は 生 徒 の 心 理、 生 理 及 び	に心 身に 関す る科 目 ある 幼 児、 児 童 又 は 生 徒 の 心 理、 生 理 及 び	に心 身に 関す る科 目 ある 幼 児、 児 童 又 は 生 徒 の 心 理、 生 理 及 び	に心 身に 関す る科 目 ある 幼 児、 児 童 又 は 生 徒 の 心 理、 生 理 及 び				に心 身に 関す る科 目 ある 幼 児、 児 童 又 は 生 徒 の 心 理、 生 理 及 び	に心 身に 関す る科 目 ある 幼 児、 児 童 又 は 生 徒 の 心 理、 生 理 及 び
	視覚又は聴覚	知的、肢体又は病弱									
専修	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	2	1	2	1	2	16	5	3	50	
一種	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	2	1	2	1	2	16	5	3	26	
二種	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	2	1	1	1	1	8	3	3	16	

備 考

- 1 「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を、「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を、それぞれ含むものとする。
- 2 「大学において修得することを必要とする最低単位数」は、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）において修得したものとする。
- 3 専修免許状に係る合計単位数のうち、24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 4 第一欄の科目には、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 5 第二欄の科目の単位の修得方法は、特別支援学校教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域）について、それぞれのイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）以上を含む。）
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては1単位）以上を含む。）
- 6 第三欄の科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他の障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 7 第四欄の科目の単位数には、当該教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。また、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までの単位をもって、これに替えることができる。

カ 養護教諭の普通免許状

大学卒業等により、養護教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状を取得する場合、次の表の定めるところにより、基礎資格を取得し、単位を修得しなければなりません。（別表第2）

所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数										教科又は養護に関する科目	合計	
		教職に関する科目												
		第二欄		第三欄			第四欄			第五欄	第六欄			計
		教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目			教育課程に関する科目			生徒指導及び教育相談に関する科目	養護実習			
教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	道徳及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
免許状の種類														
専修	修士の学位を有すること。	28	2	4			4	4	5	2	21	31	80	
一種	イ	28	2	4			4	4	5	2	21	7	56	
	ロ	4		2以上					2以上		8		12	
	ハ	12		2以上					2以上		10		22	
二種	イ	24	2	2			2	2	4	2	14	4	42	
	ロ													
	ハ													

備考

- 1 「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含むものとする。
- 2 一種免許状及び二種免許状の基礎資格については、以下のとおり。
 - 一種免許状のイ…学士の学位を有すること（文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする）。
 - 一種免許状のロ…保健師助産師看護師法第7条の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。
 - 一種免許状のハ…保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。
 - 二種免許状のイ…短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること（文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする）。
 - 二種免許状のロ…保健師助産師看護師法第7条の規定により保健師の免許を受けていること。
 - 二種免許状のハ…保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。
- 3 この表の規定により、養護教諭の普通免許状の授与を受けようとする者については、施行規則第66条の6に規定する科目の単位（日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位）を、大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得していることを要するものとする。
- 4 「大学において修得することを必要とする最低単位数」は、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）において修得したものとする。
- 5 専修免許状に係る「養護又は教職に関する科目」のうち24単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 6 「養護に関する科目」については、次ページの表の定めるところによること。
- 7 一種免許状のロ及びハの「教職に関する科目」の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）のうち1以上の事項並びに養護実習について、それぞれ2単位を修得するものとする。
- 8 「教職に関する科目」のうち、養護実習の単位数には、養護実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。また、養護教諭、養護助教諭又は施行規則第69条の2に規定する職員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務成績証明書を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、養護実習を除く「教職に関する科目」の単位をもって、これに替えることができる。
- 9 「教職に関する科目」のうち、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては4単位（二種免許状の場合は2単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては2単位まで、教育実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 10 「教職に関する科目」のうち、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては4単位（二種免許状の場合は2単位）まで、教育課程に関する科目にあつては4単位（二種免許状の場合は2単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては4単位（二種免許状の場合は2単位）まで、教職実践演習にあつては2単位まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。

養 護 に 関 す る 科 目

免許状の種類	養護に関する科目	最低修得単位数									
		衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	学校保健	養護概説	栄養学(食品学を含む。)	健康相談活動の理論及び方法	解剖学及び生理学	「微生物学、免疫学、薬理概説」	精神保健	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	計
専修		4	2	2	2	2	2	2	2	10	28
一 種	イ	4	2	2	2	2	2	2	2	10	28
	ロ	合わせて3単位以上									4
	ハ	2	合わせて2単位以上		2						12
二 種	イ	2	1	1	2	2	2	2	2	10	24
	ロ										
	ハ										

キ 栄養教諭の普通免許状

大学卒業等により、栄養教諭の専修免許状、一種免許状又は二種免許状を取得する場合、次の表の定めるところにより、基礎資格を取得し、単位を修得しなければなりません。（別表第2の2）

所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数										栄養に係る教育又は教職に関する科目	合計									
		栄養に係る教育に関する科目		教職に関する科目										計								
				第二欄		第三欄		第四欄		第五欄	第六欄											
				教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目		教育課程に関する科目		生徒指導及び教育相談に関する科目	栄養教育実習				教職実践演習							
免許状の種類		栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	食生活に関する歴史的及び文化的事項	食に関する指導の方法に関する事項	教職の意義及び教員の役割	教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育課程の意義及び編成の方法	道徳及び特別活動に関する内容	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理						
専修	修士の学位を有すること及び管理栄養士の免許を受けていること。	4	2						4	4	4	4	2	2	18	24	46					
一種	学士の学位を有すること及び管理栄養士の免許を受けていること。	4	2						4	4	4	4	2	2	18	0	22					
二種	短期大学士の学位を有すること及び栄養士の免許を受けていること。	2	2						2	2	2	2	2	2	12	0	14					

備 考

- 1 「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を、「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を、それぞれ含むものとする。また、「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合をそれぞれ含むものとする。
- 2 二種免許状の授与の所要資格に関しては、「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 3 一種免許状の基礎資格「管理栄養士の免許を受けていること」には、栄養士法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けている場合を含むものとする。
- 4 この表の規定により、栄養教諭の普通免許状の授与を受けようとする者については、施行規則第66条の6に規定する科目の単位（日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位）を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする。
- 5 「大学において修得することを必要とする最低単位数」は、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（認定課程）において修得したものとする。
- 6 専修免許状に係る「栄養に係る教育又は教職に関する科目」については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 7 「教職に関する科目」のうち、栄養教育実習の単位数には、栄養教育実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。
- 8 「教職に関する科目」のうち、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては4単位（二種免許状の場合は2単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては2単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。
- 9 「教職に関する科目」のうち、教職の意義等に関する科目にあつては2単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては4単位（二種免許状の場合は2単位）まで、教育課程に関する科目にあつては4単位（二種免許状の場合は2単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては4単位（二種免許状の場合は2単位）まで、教職実践演習にあつては2単位まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。